

令和2年度専決補正予算(4月第3次)の概要

新型コロナウイルス感染症対策について、国の補正予算成立に合わせ、特別定額給付金等速やかな給付を実施するために必要額を計上した。

補正予算額(特別会計含む) 8,455,000千円 (専決日:令和2年4月30日)

【一般会計】

補正予算額 8,449,000千円

1. 補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正額	内 訳
特別定額給付金事業	8,330,000	・特別定額給付金給付費及び事務費
新型コロナウイルス対策事業	119,000	・国の子育て世帯への臨時特別給付金 ・ひとり親家庭への臨時特別給付金 ・自立相談支援事業住宅確保給付金
合 計	8,449,000	

2. 補正予算の財源

(単位:千円)

区 分	補正額	説 明
国庫支出金	8,449,000	特別定額給付金国庫補助金 地方創生臨時交付金 他
合 計	8,449,000	

【国民健康保険特別会計】

補正予算額 6,000千円

1. 補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正額	内 訳
国民健康保険傷病手当金支給事業	6,000	国民健康保険傷病手当金

2. 補正予算の財源

(単位:千円)

区 分	補正額	説 明
県支出金	6,000	保険給付費等特別調整交付金

【予算の規模】

(単位:千円)

会 計 別	補 正 前 ①	補 正 額 ②	補 正 後 ③	伸び率(%) ②/①
一 般 会 計	35,664,000	8,449,000	44,113,000	23.7
特 別 会 計	16,907,490	6,000	16,913,490	0.0
企 業 会 計	9,054,014	-	9,054,014	-
合 計	61,625,504	8,455,000	70,080,504	13.7

※今後も国の補正予算等を踏まえ、適宜、新型コロナウイルス対策費の追加計上を予定。

特別定額給付金事業について

補正予算の内容

予算科目	内容	第2次専決	第3次専決
01 報酬	会計年度任用職員報酬 7名分	1,810 千円	3,000 千円
03 職員手当等	超過勤務手当等	2,500 千円	5,000 千円
04 共済費	会計年度任用職員社会保険料 7名分	240 千円	320 千円
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償 7名分	70 千円	100 千円
10 需用費 消耗品費	申請書用偽造防止用紙ほか	800 千円	
	印刷製本費	1,680 千円	150 千円
11 役務費 通信運搬費	申請書等発送用、返信用郵便料ほか		15,000 千円
	手数料		3,630 千円
12 委託料	システム改修委託、警備業務委託ほか	700 千円	2,500 千円
13 材料及び賃借料	複合機借上料	200 千円	
14 工事請負費	専用電話設置工事費		300 千円
18 負担金、 補助金及び交付金	特別定額給付金		8,300,000 千円
	計	8,000 千円	8,330,000 千円

※会計年度任用職員については、事前準備として第2次専決にて3名分を先行して予算計上し、4名分を第3次専決にて計上。合計7名を任用し給付事務作業を実施する。

特別定額給付金事業のスケジュール（予定）

- ・ 4月30日(木) ・ 市補正予算専決
- ・ 5月1日(金)～8日(金) ・ システム稼働、送付書類（申請書等）の作成ほか
- ・ 5月9日(土)～10日(日) ・ 送付書類の封入れ作業
- ・ 5月11日(月)頃 ・ 申請書の送付（オンライン申請開始予定）、随時受付
- ・ 5月中旬～ ・ 順次支給開始（口座振込分）
- ・ 8月中旬 ・ 申請受付終了

新型コロナウイルス感染拡大に伴う子育て世帯への経済的支援(第2弾)

国および市単独の子育て世帯への臨時特別給付金	
支給対象者	<p>【国】 越前市に住民登録のある児童手当受給者 対象児童は、0歳～中学3年生（新高校1年生）まで（R2.3.31時点） 11,000人</p> <p>【市】 越前市に住民登録のあるひとり親家庭（医療費助成受給者等） 対象児童は、高校2・3年生（R2.4.1時点） 160人</p>
支給額（単価）	【国】 【市】 1万円（1回限り）
支給額の考え方	<p>【国】 子育て世帯の経済的影響への支援（所得制限あり）</p> <p>【市】 対象外となる高校2・3年生のひとり親家庭に対する緊急支援（所得制限あり）</p>
支給額	<p>【国】 1億1,000万円</p> <p>【市】 160万円</p>
手続	<p>(1) □座情報がある受給者：申請不要</p> <p>(2) □座情報がない受給者：申請要</p>
支給月	【国】 【市】 6月中

住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業枠の拡大、要件緩和)

住居確保給付金	
事業の目的	常用就職を目指した就職活動を行うことを前提に、家賃相当額を給付し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職・廃業から2年以内 ・ 休業等により収入が減少し離職と同程度の状況にある（ハローワーク登録要件緩和）
要件	<p>① 離職前に主たる生計維持者であった方</p> <p>② 誠実熱心に求職活動を行うこと</p> <p>③ 離職等により住宅を喪失している方又は賃貸住宅を喪失する恐れのある方</p> <p>④ 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額を超えないこと 単身世帯：108,000円 2人世帯：151,000円 3人世帯：176,000円</p> <p>⑤ 世帯の預貯金の合計額が次の金額以下である方 単身世帯：46.8万円 2人世帯：69万円 3人世帯：84万円</p> <p>⑥ 雇用施策による他の給付等を受けていないこと</p> <p>※ 手続き：自立相談支援機関(越前市社会福祉協議会に委託)</p>
支給額	上限 単身世帯：30,000円 2人世帯：36,000円 3人世帯：36,000円
支給期間	原則3カ月（求職活動等を行っている場合は、3カ月延長可能。最長9カ月まで）
見込額	2,200千円（国庫補助3/4） 10世帯×6カ月分

国民健康保険傷病手当概要

- 1 目 的
 給与の支払いを受けている被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した又は、発熱等の症状があり当該感染症の感染の疑いがあり、療養のため就労できない方を支援するため。
- 2 傷病手当金額

$$\text{手当金額/日} = \text{直近3か月の給与収入額の合計額} \div \text{就労日数} \times 2/3$$
 ※労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から就労予定の日数分
- 3 適用期間
 令和2年1月1日 ～ 令和2年9月30日
- 4 申請方法
 世帯主が事業主の証明、医療機関の意見書等添付の上申請すること
- 5 予 算 額
 歳出：傷病手当金 600万円 歳入：特別調整交付金 600万円
 ※積算基礎 87,860円/月平均 × 68人

$$\begin{aligned} &\langle \text{給与収入額(H30)} \text{ 約} 122 \text{ 億円} \rangle \quad \langle \text{被保険者数(H30)} \text{ 6,720人} \rangle \\ &1 \text{ 日当たり} \quad 6,590 \text{ 円} \times 2/3 = 4,393 \text{ 円} \\ &1 \text{ ヶ月} \quad 4,393 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 87,860 \text{ 円} \end{aligned}$$
- 6 条 例
 4月専決 条例改正
 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)